平成 28 年 1 月 25 日発行

花見会計事務所だより No.42

新年早々の事務所だよりという事で、本年もどうぞ宜しくお願い致します。平成 28 年になり早 1 ヵ月がたとうとしていますが、今季はエルニーニョ現象の影響もあって暖冬となっており、スキー場は雪不足・・・
インフルエンザの流行も例年の 1 ヵ月半遅れで、いよいよ流行期に突入したようであります。毎年の事で分かってはいますが、手洗い・うがいを敢行しインフルエンザにかからないようにしましょう。

来月 2/16 から所得税の確定申告の受付が始まります。そこで今回は医師等による診療等の医療費控除について取り上げたいと思います。

【医療費控除の可否判定】

○ 対象となるもの　× 対象とならないもの

① 海外旅行中にかかった医師の治療費	○
② やけどによるケロイド状部分の皮膚移植手術費	○
③ ガン治療のための重粒子線治療(健康保険の適用対象外)の費用	○
④ 子宮頸がん予防ワクチン接種費用の自己負担分	×
⑤ ガンマーカー血液検査(ガンの早期発見のための血液検査)の費用	×
※ただし、検査後の結果でガンが見つかった場合	○
⑥ 健康保険の適用対象外の痔の治療費	○
⑦ 脱毛治療費用	○
⑧ 美容のための脱毛手術費	×
⑨ 美容整形手術の費用	×
⑩ 幼児の視力回復センターでの治療費	×
⑪ 眼科医でのメガネ購入のための検眼費用	×
⑫ 近眼治療のためのフェイキック(有水晶体眼内レンズ手術費用)	○
⑬ 鼻炎症･蓄膿症の治療費	○
⑭ 中耳炎の耳鼻科での治療費	○
⑮ エイズを心配して受けた検査費	×
⑯ 自閉症のためにかかった子供の精神科医への治療費	○
⑰ PTSD(心的外傷後ストレス障害)の治療のための精神科医への治療費	○
⑱ 柔道整復師による治療	○
※ただし、健康維持のためのもの	×
⑲ 交通事故の被害者のために支払った治療費	×
⑳ 医師の診断書作成費	×

※ただし、手術費等 生命保険などで補てんされる(戻ってくる)金額を差し引いたものが対象となります。

★児玉より一言★

来月より所得税の確定申告が始まります。申告に必要な書類のご用意はお早めにお願いします。なお、上記の可否判定等医療費控除に関しまして、不明な点がございましたらお問い合わせください。

花見会計事務所
Tel:026-248-7500
Fax:026-248-7507
e-mail: info@hanami-kaikei.jp
URL http://hanami-kaikei.jp/